

教育職員免許状の授与に係る欠格条項に該当しない旨の宣誓書

教育職員免許法第五条第一項に規定する次の各号のうち、いずれか一つにでも該当する場合、教育職員免許状の授与を受けることができません。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
（公立学校の教員で懲戒免職処分及び適格性を欠く場合等により分限免職処分を受けた者）
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
（国立学校又は私立学校の教員で公立学校の教員における懲戒免職処分等に相当する事由により解雇された者、教育職員以外の者で法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められた者等で、教育職員免許状の取上げ処分を受けた者）
- 六 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は、上記の規定に該当しないことを宣誓します。なお、上記の規定に該当しないことについて、福岡県教育委員会が必要に応じて関係機関等に照会することに同意します。

年 月 日 _____